

令和6年4月から6月

ご提案要旨		市からの回答	担当課
保育園おむつ持ち帰りについて	<p>子供が保育園に通っているがいまだにおむつの持ち帰りが義務になっている。</p> <p>重点プロジェクト子育てについてあげているにも関わらず、いまだにおむつの持ち帰りをさせている現状を変えて欲しい</p>	<p>保育所等における使用済みおむつの処分につきましてですが、令和5年1月に厚生労働省より「保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨する」との通知が発出され、本市でも本通知の趣旨を市内保育所へ周知し、保育所での処分に向けた検討をするように既に依頼をしております。</p> <p>使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは、保護者にとって負担軽減になるものと考えておりますので、当該園に対しまして、再度、保育所での処分に向けた検討をするよう依頼をいたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	保育課
保育所と小学校・学童のギャップについて	<p>市立保育所に子供を通わせています。R5年度途中より、アプリのコードモンが利用されるようになりました。こちらの利用について、保護者の金銭的負担はありません。</p> <p>1)小学校ではリーダー、学童ではハグノートと、バラバラのアプリを使わせるのをやめてもらいたいです。それぞれの保育・教育レベルで、独自に利用したいものを検討導入し、横の連携が無いということはないですか？少なくとも公立の施設では共通のものを使って済むように、利用者側の利便性を考慮して頂きたいです。</p> <p>2)小学校のリーダーですが、微々たる金額とはいえ、保護者が利用料を負担するのは、コードモンが無償な点から考えても理解できません。まして、アプリの一機能を便宜的に使っているだけに思えるので尚更です。また、保育所は7:00開所で学童は7:30、保育所には駐車場が用意されていて学童は無し…このギャップを市としてしっかり理解して負担増への対策をしてほしいです。</p>	<p>まず、保育所、学校、学童でアプリが異なることについてお答えします。</p> <p>本市では、小学校、保育所及び放課後児童クラブなど子どもが通う施設におきまして、特にコロナ禍が始まった頃より保護者の皆様の負担軽減、効率化や感染予防対策などを目的として、民間企業が実施するアプリを導入し、出席の確認や連絡事項等の機能を活用した取り組みを実施してまいりました。導入にあたりましては、取組環境の整った施設から、使用する機能や目的に応じて順次、導入してまいりましたので、各施設において使用する民間企業のアプリが異なっております。</p> <p>令和5年度から導入致しました保育所や放課後児童クラブで使用するアプリは機能に違いはありますが、保護者の方にご負担いただくことなく利用いただいております。また、各小学校におけるアプリの導入は、学校毎に学校運営協議会やPTA本部会で、機能面や価格面、費用負担等を検討して決定し、使用料は、保護者の皆様に負担していただいている旨、教育委員会から報告を受けております。使用しているアプリにつきましては、費用負担のあり方も含めまして、保護者の皆様がより一層利用しやすい形で集約していくことができるか検討してまいります。</p> <p>次に保育所と放課後児童クラブにおいて、保育を開始する時間が異なる点につきましてお答えします。</p> <p>延長保育を除き、保育時間が18時までで終了となる保育所に比べ、放課後児童クラブは18時30分となっております。これは、国の定める1日あたりの保育時間が11時間までとされており、保育を開始する時間から終了まで時間を11時間として施設の開所時間を定める必要があることから、施設の利用者ニーズに応じて、開所時間を設定することとしています。放課後児童クラブは通常、児童が小学校の下校時から通うこととなり、保護者ニーズからするとより遅くまで施設に預けられることを望まれている傾向にあるものと考え、18時30分までとしております。このことから、土曜日や小学校の長期休業期間中も同様の時刻までお預かりをしているため、開始時間が保育所と異なる7時30分からとさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に保育所と放課後児童クラブにおける駐車場の取り扱いにつきましてお答えします。</p> <p>保育所は市内全域から通う可能性があることに対しまして、放課後児童クラブは各小学校敷地内に設置されており、原則として在籍する小学校のクラブに入寮することになっているため、徒歩での降参が可能なものと想定しております。また、建物が学校敷地内にあることから専用駐車場の設置が難しく、近隣トラブル防止のため、車でのお迎えをお控えいただくこととさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	学校教育課 子育て支援課

令和6年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
市役所や公共施設のマスク着用について	<p>いまだに窓口業務に職員にマスクの強要してるようですが、それはいつまで続くのですか？それは今後ずっとですか？それならそれでいいのですが、いずれかやめる方針でしたら、しっかりと基準を教えてください。うちの子のクラスメイトの小学校卒業文に“マスクはしんどいです、マスクはしたくないです。でもコロナがとても怖いですが、でもマスクするのめっといやです”って書いてありました。その子はマスクする理由“気になる人がいるから”っていう集団心理のせいです。子供達に悪影響与えています。</p> <p>なお、回答は希望ですし、証拠保存のために私のSNSにアップする予定です。</p> <p>整理しますと、今後ずっと窓口業務などに職員にマスク強要するのなら、それでいいです、ただ、その場合は今後ずっとして下さい。もちろん真夏でも。</p> <p>いずれ辞めるのなら、ちゃんとした基準を示してください。“コロナが落ち着いたら”ではなく、ちゃんとした数字を示してください。</p>	<p>令和2年から世界的に大流行いたしました新型コロナウイルス感染症につきましては、外出自粛要請や学校の休校措置、マスク着用の要請など、市民のみなさまへ多大なるご協力をお願いするものとなっております。</p> <p>現在、マスク着用に関しましては厚生労働省が「着用は個人の判断が基本となる」旨を発表しております。また、マスクの着用が効果的な場面として、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関や高齢者施設などの従事者には、勤務中のマスク着用を推奨しております。</p> <p>これを受けまして、本市におきましても基本的に各個人の判断としております。</p> <p>しかしながら、市役所の窓口業務におきましては、不特定多数のお客様がご来庁になり、その中にはご高齢の方や感染リスクの高い方もいらっしゃるため、マスクを着用しての執務を推奨しております。</p> <p>さらに、昨年度末からは新型コロナウイルス感染症のみならず、インフルエンザも流行しておりますことから、市民の皆さまや職員の間での蔓延を防止するためにもマスクを着用して執務を行っております。</p> <p>今後の対応につきましては、各種感染症等の状況を確認しつつ、随時柔軟な対応をしてみたいと考えておりますので、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。</p>	保健センター
市内公園の樹木等の樹木名表示について	<p>公園によく行きますが樹木の名前が分かりません。多くの方々写真が撮ったりしていますが名前が分かればもっと愛着がわくのではないのでしょうか？</p> <p>小さな草花はともかく大きな樹木には名札を付けて貰えませんか？市外の公園では良く見受けられます。些細な事も知れませんが是非お願いしたいです。予算もそれほど必要では無いと思いますのでご一考願えれば幸いです。</p>	<p>樹木名表示につきましては、福岡中央公園、大原公園、大井弁天の森、福岡江川緑道などに設置しております。また、公園愛護会の活動の一環として新規に設置をしている公園等もございます。</p> <p>しかしながら、一部の樹木名表示に関しては老朽化等により撤去し、樹木名表示がない公園もございます。</p> <p>今後につきましては、市内の大きな公園について、その公園のシンボルとなる様な樹木に樹木名表示設置を検討し、市民の皆様が快適に利用できる公園を目指してまいります。</p>	公園緑地課
上福岡駅前の喫煙所について	<p>上福岡駅東口の駅前には喫煙所が2箇所ある。過剰だと思う。タバコ屋さんには仕方ないとしても、東武ストア側の喫煙所は不要ではないか。喫煙者の権利だけでなく、非喫煙者の権利も、守って欲しい。</p> <p>電車に乗るためには、駅前のあの場所を通過せざるを得ない。東武ストア側かタバコ屋側のどちらかに、非喫煙者がストレスなく通過するエリアを確保して欲しい。逃げ場がありません。酷すぎます。これは長期間毎日通勤する立場になると、健康被害を受けることとなります。上福岡駅前周辺の路面にはタバコ臭くて居られません。</p> <p>永くふじみ野市に住むには、大きな問題点です。東武ストア側の喫煙所を廃止してください。よろしく願い申し上げます。</p>	<p>市では平成23年に「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定し、路上喫煙禁止区域を設けるとともにその制限を行っているところです。</p> <p>その上で市としては、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てなどルール違反の防止を目的に駅前喫煙所を設置しております。</p> <p>なお、民間たばこ販売店敷地内の喫煙所は、当該店舗での購買者に対して設置しているとのことですので、市の喫煙所の設置目的とは異なるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今回、いただきましたご意見を参考に、今後の喫煙所のあり方について研究させていただきます。</p>	環境課

令和6年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>循環ワゴンの粗暴な運転について</p>	<p>4月25日のCコース東原先回り最終便に乗車したところ、担当ドライバーが極めて不遜かつ粗暴だったためお知らせします。</p> <p>なお山手ケアサービスには、当日抗議を兼ねて連絡を入れています。</p> <p>○行先への返答：亀久保一丁目と伝えたところ何度も「はぁ?」。同停留所に止まらないEコースかと思い、「止まりませんか?」と返すと、やっと気づいたようだが、「わかりました」「聞き取れず申し訳ありません」もなく黙って発車。</p> <p>○道中の案内：途中停留所の案内は一切なく、終始黙ったまま。</p> <p>○粗暴な運転：川越街道を渡ってから亀久保一丁目までのクランクが続く区間で、ノーブレーキのまま走行。恐らく対向車が来たら対応できない状態。</p> <p>いまだき田舎タクシーでも出会わないようなサービスレベルでした。</p>	<p>当該車両の走行状況について、ドライブレコーダーの映像を確認させたところ、おっしゃられていた事象の発生が確認されました。本来であれば、乗務員がお客様の行先の確認をさせていただくところですが、行先を伝えられたのに返答をせず、不快な思いをさせてしまいました。また、運行中の停留所のご案内につきましてもご指摘のとおりご案内がなされておらず、市内循環ワゴンの運行マニュアルに逸脱した行為がありました。</p> <p>なお、クランクが続く区間において、ノーブレーキのまま走行がなされた事実につきましては確認できませんでしたが、市内循環ワゴンの走行を危険に思われたことは事実として受け止めております。</p> <p>市としましては、運行事業者に対し二度とこのようなことが無いよう厳重注意を行うとともに、運行事業者として再発防止を徹底するように改めて指導を行いました。</p> <p>運行事業者からは、当該運転手に厳重注意するとともに、市民のために運行されている市内循環ワゴンの運転手としての自覚を持つことの大切さを全運転手に対して、改めて認識させたくうえで、再発防止を徹底させるよう指導を行うとの回答がございました。</p> <p>これまで以上に細心の注意を払って、市内循環ワゴンの安全・安心な運行に取り組んでまいります。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>上福岡第五クラブコーチの喫煙について</p>	<p>毎週土日に西小学校グラウンドにて上福岡第五クラブが野球の練習をしていますが、そのコーチ達がグラウンド傍や新しい駐車場の辺りで喫煙をしています</p> <p>この近辺での喫煙行為は私が知る限り6年以上続いております</p> <p>子供達が使う小学校を喫煙所にする受動喫煙への無理解や近隣への配慮といった事からグラウンドの貸し出しをされている部署にルールを守らない団体への貸し出しについて考えていただきたく思います。</p>	<p>このたびは、長期にわたる学校周辺での喫煙によるご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。</p> <p>ご指摘のとおり学校開放事業において、利用案内の中で学校敷地内での喫煙は禁止事項としております。ご指摘いただきました件につきまして、関係団体の代表者へ窓口で説明をし、徹底していただくよう依頼をしたとの報告を受けております。さらに、今月5月20日開催予定の学校開放運営委員会でも全利用者への周知を行うよう、指示をいたしました。</p>	<p>文化・スポーツ振興課</p>

令和6年4月から6月

ご提案要旨		市からの回答	担当課
市職員の道路交通法違反行為について	<p>5/17(金)15時過ぎ、さかい珈琲の前の横断歩道で、横断歩道を渡ろうとしている人がいるにも関わらず、市の職員と思われる人が運転する車(ふじみ野市のロゴが入っていました)が止まることなく通過していききました。</p> <p>市の職員が道路交通法違反行為をするとはいかなもののでしょうか？むしろきちんと停車し、他のドライバーの見本となるべきではないでしょうか。</p> <p>2度とこのようなことがないように指導を徹底していただきたいです。</p>	<p>本市職員の対応や行動については、常に「職員一人ひとりが市役所の顔である」という自覚をもって業務に臨むよう指導しているところです。</p> <p>現在、新規採用時から定期的に全職員に対し、交通安全研修等を通して交通法規遵守の徹底も図っているところですが、ご指摘いただきましたような事実がありましたことは残念であり、不信な思いを抱かせてしまい誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>今後におきましては、高い意識を持って交通法規を守り、規範となることで交通事故の減少に寄与するよう、より一層指導を徹底してまいります。</p>	人事課
学童保育料	<p>学童保育料も水道料と同じようにPayPay、コンビニ可能にして欲しい。</p> <p>5月分 いきなり5月31日までって金融機関行く余裕なんてありませんよ。一昨日有給取って郵便局へ放課後クラブの手続きしたばかりです。困ります。頭きたので現金郵送か市役所口座に振り込みするしかない。迷惑です。</p>	<p>放課後児童クラブ保育料の納付方法につきましては、入室された皆様に口座振替での納付をお願いしており、令和6年5月現在は約96%の方に口座振替での納付をいただいていることから、現時点では、手数料等を考慮いたしまして、他の納入方法は予定しておりません。</p> <p>このたびは口座振替の手続きに際しましてお忙しい中、短期間でのご対応をいただきまして誠にありがとうございました。郵便局にご提出いただきました依頼書につきましては、手続きの都合上、5月末日の口座振替に間に合わないことが分かりましたので、別途納付書でのお支払いをお願いさせていただいたものでございます。ご不便をおかけしましたが、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、お支払方法等について仕事等で予定の調整が難しい場合は、子育て支援課にご相談をいただけましたら、個別に対応させていただきます。</p>	子育て支援課
西中央公園の草刈りについて	<p>私は、西中央公園をこよなく愛し、利用させて頂いているものです。子どもの遊び場、みんなが集い、愛犬家の憩いの場となっており、四季折々の植物も楽しめて、本当に素晴らしいところです。</p> <p>毎年残念に思うのが、草刈りのことです。</p> <p>いつもポーポーになるまで一面を覆い尽し、ちょっとどうかなと感じる感じです。一度経過観察をお願いします。</p> <p>予算執行や契約の関係もあるかと思いますが、融通やボランティアの方に依頼するなど、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>市内の公園等の草刈りににつきまして、草は5月中旬ごろより一斉に伸びはじめ、大小合わせて約160箇所程度ある公園等で、生育旺盛期を終える9月中旬ごろまで、順次繰り返し草刈りの作業を行っております。しかし、草の生育は晴天や雨天のタイミングによって大きく変化し、また、全ての公園等で一斉に除草作業を行うことは難しく、作業が追い付かない場合もございます。</p> <p>ご提案いただきましたボランティア等につきましては、本市には地域によってボランティア活動、また、公園等愛護会という団体が複数あり、地域の皆様により公園等の除草や清掃などの美化活動を行っていただいております。現在、西中央公園には愛護団体はございませんが、自治会の皆様に年に2回花壇に花を植えていただくなどの活動を行っていただいている状況です。</p> <p>今後につきましては、草が伸び過ぎる前に草刈りを行うよう公園等の巡回を強化し、また、西中央公園をはじめ、市内の公園等で市民の皆様と協働で美化活動等を行っていただける団体の呼びかけを行うなど、市民の皆様が快適に公園をご利用いただけるよう、公園管理に努めてまいります。</p>	公園緑地課

令和6年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
三歳児健診の日程と手段について	<p>◆相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健診日程を土日も選択可能にしていきたい ・もしくは、病院等で各自受診し書類を市へ提出出来るようにしていきたい <p>◆理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日のみの日程しか選べず、共働きの場合仕事の調整が必要になること ・日程が平日午後のみで、大半の子どもが午睡の時間を削り参加させられていること（今回三歳時健診ですが、一歳半健診も同様でした）市の職員の方々の勤務形態を考えると土日実施が難しいことも理解できます。土日選択が難しい場合は、現状の日程も残しつつ、せめて平日休み辛い各家庭が外部機関で受診し、書類申請等で対応することをお許しいただけないでしょうか。（外部で受診する場合、内科や歯科など複数機関に受診しなければならないことも理解しております。）各々が健診を受けやすいように手段を増やしていきたいと、相談させていただきました。お忙しい中恐縮ですが、ご検討いただけますと幸いです。 	<p>本市の健診では、医師だけでなく、多職種できめ細かくお子さんの状況を確認することで、疾患の発見のみに限らず、総合的にお子さんの成長発達をみる体制をとっております。そのため、市職員だけでなく、外部の専門職の協力が必要であることから、現状、土日の開催が困難な状況となっております。</p> <p>なお、ご来所が難しい場合には、受診費用をご負担していただくこととなりますが、医療機関を個別に受診し、その結果を記載した母子手帳の写しなどをご提出いただくことで対応しているところです。</p> <p>また、3歳児健診では、屈折検査機器を用いた視覚検査も実施しております。市で行う健診にお越しになれない場合でも、別日で視覚検査のみ、または育児相談のみの対応も可能ですので、ご遠慮なく保健センターへお申しつけください。</p>	保健センター
ヒトパピローマウイルス(HPV)の男性の接種について	<p>ふじみ野市ではHPVワクチンの接種は該当期間の女性のみ無料です。男性がワクチンを接種することで、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなどの原因と考えられているHPVへの感染予防が期待できます。また、男性がワクチン接種による感染予防をすることで、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防にもつながります。埼玉県内でも男性へのワクチン接種も補助金が出る地域が増えつつあります。ふじみ野市では開始する予定はありますか？予定がない場合、不要と考える理由を教えてください。</p>	<p>HPVワクチンは、令和2年12月に4価ワクチン（ガーダシル）の9歳以上の男性への適用拡大が薬事承認され、任意接種として接種が可能となりました。しかしながら、定期の予防接種とはなっていない現状です。接種の効果としましては、口腔内や咽頭、肛門等のがんの予防や、男性自身が感染源となり、パートナーにウイルスを感染させることを予防することが期待できるといわれています。</p> <p>現在、国の「厚生科学審議会、予防接種・ワクチン分科会の予防接種基本方針部会・ワクチン評価に関する小委員会」においては、男性に対してもHPVワクチンを定期の予防接種として位置付けることの是非について検討しているところです。</p> <p>このような状況を踏まえ、本市におきましても今後の国の検討状況に注視してまいりたいと考えております。</p>	保健センター

令和6年4月から6月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>介護保険に関すること ①要介護3における紙オムツの支給について ②障害者支援から介護保険支援のサービス内容について</p>	<p>自宅で1人暮らしをしている立ち歩きの出来ない車椅子使用者です。65歳になり、障害者総合支援法から介護保険法に移行したことになり、改善をお願いしたいと思いき要望を提出することにしました。</p> <p>① 障害福祉は、個人の状況により判断の上、日常生活に必要な紙オムツの支給がありましたが、65歳で支給が打ち切りとなりました。介護保険課は要介護3にならなければ支給はなく、特例もないとの返答でした。</p> <p>私の場合、排泄障害があり皮膚感覚、知覚障害もあります。人工肛門も設置しており、紙オムツは日常生活に必要不可欠です。医師の意見書にも日中使用と書いてありますが、夜中も使用しています。介護保険料+利用時の自己負担+紙オムツ代など恒常的な支出が増えました。</p> <p>障害は、人それぞれなので紙オムツを必要としない人もいます。年齢で区切ることなく柔軟的に個人支給をお願いします。</p> <p>② 障害から介護に移行してもサービス内容継続して欲しいです。今まで支援サービスの内容ですが、障害者のことを理解している事業所で出来ること出来ないことを把握して家事援助をしていただきました。サービスが行き届き、1人での生活が快適に維持していました。</p> <p>法律の移行に左右されず、求められている支援と一緒に考える多様性が求められると思います。日常に寄り添った障害者支援サービスの継続をお願いします。今後に繋げる為に提案します（認知症の有無により基準を考えられていることに疑問を感じます）。</p>	<p>紙おむつの支給につきましては、高齢者及び障がい者の在宅生活支援の一つとして実施しているところです。ご提案者様のように障がい者支援で紙おむつの給付を受けていた方が65歳を迎え、高齢者支援の紙おむつの支給要件となる要介護3以上の状態に該当しない場合はサービスが受けられなくなり、現在の制度ではご不便をおかけしていることは事実であるため、高齢者及び障がい者のそれぞれの当該サービスの課題改善に向けて横断的に整理して支援のための制度設計を検討するよう担当課に指示いたしました。</p> <p>また、介護保険法の訪問系のサービスにつきましては、自立した日常生活を送ることができるための支援内容となっている一方、障害者総合支援法に基づく同サービスは、障がい者が日常生活及び社会生活を安心して送ることができるような支援内容となり若干異なるため、障害福祉サービスを利用している方が65歳を迎える1年ほど前から、ご理解、納得の上で介護保険サービスへ移行できるよう説明させていただいているところです。</p> <p>障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行に向けて今後も努めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>高齢福祉課 障がい福祉課</p>